



県 章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 地域森林計画の変更案の縦覧・3件（森林管理課） 1
- 民有保安林の指定（森林管理課） 2
- 土地区画整理組合の事業計画の変更の認可（都市計画・モノレール課） 2

公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証申請（消費・くらし安全課） 3
- 特定調達契約に係る落札者の決定（県立総合教育センター） 3

公安委員会事項

- 検定合格者審査の実施 3

人事委員会事項

- 沖縄県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 5

告 示

沖縄県告示第568号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定により、沖縄北部地域森林計画区に係る地域森林計画を変更する予定であるので、当該地域森林計画の変更案を縦覧に供する。

平成28年11月 8日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 森林計画区の名称 沖縄北部地域森林計画区（名護市一円、国頭郡一円並びに島尻郡伊平屋村及び伊是名村）
- 2 縦覧に供する書類の名称 沖縄北部地域森林計画変更計画書（案）
- 3 縦覧場所 沖縄県農林水産部森林管理課及び沖縄県北部農林水産振興センター森林整備保全課
- 4 縦覧期間 平成28年11月 8日から同年12月 6日まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）
- 5 意見書の提出方法及び提出期限 当該地域森林計画の変更案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、知事に理由を付した文書をもって意見を申し立てることができる。意見書は、沖縄県農林水産部森林管理課又は沖縄県北部農林水産振興センター森林整備保全課に提出すること。

沖縄県告示第569号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定により、沖縄中南部地域森林計画区に係る地域森林計画を変更する予定であるので、当該地域森林計画の変更案を縦覧に供する。

平成28年11月 8日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 森林計画区の名称 沖縄中南部地域森林計画区（那覇市一円、宜野湾市一円、浦添市一円、糸満市一円、沖縄市一円、豊見城市一円、うるま市一円、南城市一円、中頭郡一円並びに島尻郡のうち伊平屋村及び伊是名村を除く地域）
- 2 縦覧に供する書類の名称 沖縄中南部地域森林計画変更計画書（案）

- 3 縦覧場所 沖縄県農林水産部森林管理課及び沖縄県南部林業事務所
- 4 縦覧期間 平成28年11月 8 日から同年12月 6 日まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）
- 5 意見書の提出方法及び提出期限 当該地域森林計画の変更案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、知事に理由を付した文書をもって意見を申し立てることができる。意見書は、沖縄県農林水産部森林管理課又は沖縄県南部林業事務所に提出すること。

沖縄県告示第570号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定により、宮古八重山地域森林計画区に係る地域森林計画を変更する予定であるので、当該地域森林計画の変更案を縦覧に供する。

平成28年11月 8 日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 森林計画区の名称 宮古八重山地域森林計画区（石垣市一円、宮古島市一円、宮古郡一円及び八重山郡一円）
- 2 縦覧に供する書類の名称 宮古八重山地域森林計画変更計画書（案）
- 3 縦覧場所 沖縄県農林水産部森林管理課、沖縄県宮古農林水産振興センター農林水産整備課及び沖縄県八重山農林水産振興センター農林水産整備課
- 4 縦覧期間 平成28年11月 8 日から同年12月 6 日まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）
- 5 意見書の提出方法及び提出期限 当該地域森林計画の変更案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、知事に理由を付した文書をもって意見を申し立てることができる。意見書は、沖縄県農林水産部森林管理課、沖縄県宮古農林水産振興センター農林水産整備課又は沖縄県八重山農林水産振興センター農林水産整備課に提出すること。

沖縄県告示第571号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

平成28年11月 8 日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 保安林の所在場所 名護市字数久田利儀原850番
- 2 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を沖縄県農林水産部森林管理課及び沖縄県北部農林水産振興センター森林整備保全課において縦覧に供する。）

沖縄県告示第572号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、土地区画整理組合の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成28年11月 8 日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 組合の名称 那覇市宇栄原南土地区画整理組合
- 2 事務所の所在地 那覇市宇栄原959番地 1
- 3 施行地区 那覇市宇栄原松川原、久真安良原、津真原及び我半田原並びに豊見城市宇我那覇後原の各一部
- 4 事業施行期間 昭和53年 3 月16日から平成30年 3 月31日まで

- 5 設立認可の年月日 昭和53年 3月 9日
 6 変更認可の年月日 平成28年10月24日

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県子ども生活福祉部消費・くらし安全課において、平成28年12月26日まで縦覧に供する。

平成28年11月 8日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 申請のあった年月日 平成28年10月27日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人海莉
- 3 代表者の氏名 新里太作
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県沖縄市高原六丁目15番1号プラージュアクセス21・2-B
- 5 定款に記載された目的 この法人は、障がい児及び障がい者に対して、日常生活における基本動作の習得に必要な訓練及び指導、その他総合的な支援に係る通所事業を行い、利用者の社会参加を通して地域理解を深め、誰もが助け合って生きる地域社会作りに貢献するとともに、社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

平成28年11月 8日

沖縄県立総合教育センター所長 玉 城 哲 也

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 沖縄県総合教育情報ネットワークサーバ機器等賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県立総合教育センター 沖縄市与儀三丁目11番1号
- 3 落札者を決定した日 平成28年 9月20日
- 4 落札者の名称及び所在地 富士通リース株式会社九州支店 福岡県福岡市博多区東比恵三丁目1番2号
- 5 落札金額 423,096,696円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日 平成28年 8月 9日

公 安 委 員 会 事 項

沖縄県公安委員会告示第191号

警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）附則第5条の規定に基づき、検定合格者審査（以下「審査」という。）を次のとおり実施する。

平成28年11月 8日

沖縄県公安委員会

- 1 審査種別、級、審査日時、審査場所等

審査種別	級	定員	審査日時	審査場所
空港保安警備業務	1級	10人	平成28年12月20日（火曜日） 午前10時から午後6時まで	那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県警察本部8階803会議室
	2級	10人		
施設警備業務	1級	10人		

	2級	10人	
交通誘導警備業務	1級	10人	
	2級	10人	
貴重品運搬警備業務	1級	10人	
	2級	10人	

- 2 審査対象者 審査は、次の表の左欄に掲げる警備業務及び同表の中欄に掲げる級の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる者に対して行う。ただし、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。）附則第7条第2項各号に掲げる者を除く。

空港保安警備業務	1級	規則附則第6条第1号に規定する旧1級検定に合格した者
	2級	規則附則第6条第2号に規定する旧1級検定又は旧2級検定に合格した者
施設警備業務	1級	規則附則第6条第3号に規定する旧1級検定に合格した者
	2級	規則附則第6条第4号に規定する旧1級検定又は旧2級検定に合格した者
交通誘導警備業務	1級	規則附則第6条第5号に規定する旧1級検定に合格した者
	2級	規則附則第6条第6号に規定する旧1級検定又は旧2級検定に合格した者
貴重品運搬警備業務	1級	規則附則第6条第9号に規定する旧1級検定に合格した者
	2級	規則附則第6条第10号に規定する旧1級検定又は旧2級検定に合格した者

- 3 審査内容 審査は、次の表に掲げる学科試験及び実技試験により判定する。

学科試験		実技試験	
科目	(1) 警備業務に関する基本的な事項 (2) 法令に関すること。 (3) 警備業務の実施に関すること。 (4) 警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。	科目	警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
問題数	10問		

- 4 審査申請手続

- (1) 受付期間 審査の受付期間及び受付時間は、平成28年11月14日（月曜日）から同月18日（金曜日）までのそれぞれの日の午前9時30分から午後6時までとする。ただし、定員に達した場合は、受付期間内であっても受付を締め切ることがある。
- (2) 申請に必要な書類
- ア 審査申請書 1通
- イ 添付書類
- (ア) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したものに限り。） 1葉
- (イ) 旧検定（規則附則第6条各号に規定する検定をいう。）に係る合格証（以下「旧検定合格証」という。）の写し
- (ウ) (イ)の場合において、申請者が沖縄県公安委員会以外の公安委員会から旧検定合格証の交付を受け、沖縄県内に居住しているときは、住所地を疎明する書面又は警備員として県内の営業所に属することを疎明する書面
- (3) 提出先 申請者の住所地又は申請者が警備員として属する営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課（係）

- (4) 申請の際には、(2)に掲げる申請に必要な書類を持参の上、(3)の提出先に申請者本人が提出すること。郵送による申請及び本人以外の者が行う申請は受け付けない。
- (5) 審査手数料 手数料4,700円は、沖縄県証紙により、審査申請書提出時に納付すること。なお、既納の手数料は、還付しない。
- 5 合格者の発表及び成績証明書の交付 合格者の発表は、審査当日、審査場所において行い、同所において、合格者に対する成績証明書（規則第11条に規定するものをいう。）を交付する。
- 6 その他
 - (1) 審査当日は、午前9時30分から午前9時50分までに、沖縄県警察本部8階の受付において、審査手続を終えること。
 - (2) 審査当日は、筆記用具及び旧検定合格証を持参すること。審査の当日に旧検定合格証を持参していない者は、審査を受けられないことがある。
 - (3) 審査当日は、沖縄県警察本部への自家用車の乗り入れを禁止する。
 - (4) 検定についての問合せ先 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県警察本部生活安全部生活安全企画課 電話番号（098）862-0110（内線3032又は3034）又は沖縄県内の最寄りの警察署の生活安全課（係）

人事委員会事項

沖縄県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年11月 8日

沖縄県人事委員会
委員長 宮 國 英 男

沖縄県人事委員会規則第34号

沖縄県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

沖縄県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和48年沖縄県人事委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

別表宜野湾市の項中「会計管理者 次長 課長」を「会計管理者 次長 課長 主幹」に改め、同表名護市の項中「教育長 教育次長」を「教育次長」に改め、同表糸満市の項中

教育機関	中央図書館	館長
	中央公民館	館長
	給食センター	所長

を

教育機関	中央図書館	館長
	給食センター	所長

に改め、同表今帰仁村の項中「教育長

課長」を「教育長 課長 室長」に改め、同表西原町の項中

	教育機関	給食センター	所長
		小学校	校長 教頭
		中学校	校長 教頭

を

	教育機関	小学校	校長 教頭
		中学校	校長 教頭

に改め、同表竹富

町の項中「教育長 課長」を「課長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

<p>発 行 所 沖 縄 県 総 務 部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印 刷 所 文進印刷株式会社 〒901-0416 島尻郡八重瀬町字宜次706番地4</p>
--	--